

令和3年度理数探求事業に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

尼崎市では、先進的な理数教育における観察・実験等に通じた体験的・問題解決的な学習を体験し、生徒が普段体験することができない専門的な研究に触れることで、そこで抱く疑問を解決したいという意欲を引き出し、研究・開発のための仮説検証のスキルを育てることを目的とする事業を推進している。

そのため、専門的な研究・開発等を進めている業者を公募型プロポーザル方式により、次のように募集し決定する。

なお、この業務は、同業務の令和3年度予算が成立した時点で有効なものとなるため、予算不成立の場合は同業務を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害について負担しない。また、提案限度額等については、予算査定段階での案であり、必ずしも選定した業者と契約する内容と一致するものではない。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度理数探求事業

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

(3) 業務内容

別紙「令和3年度理数探求事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という）」のとおりとする。

(4) 予算額について

令和3年度の予算額について、現時点で確定していないため提示できない。このことから、プロポーザルの実施にあたっては、予算額とは別に提案限度額を設定し、その範囲内で提案のあった企画に基づいて業者を選定する。契約金額については、業者決定後、内容の詳細について本市と協議及び調整する中で、予算の範囲内で決定する。

本プロポーザルにおける提案限度額は、2,069,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、提案限度額は、予算額と同額とは限らない。

3 資料

- (1) 令和3年度理数探求事業委託業務仕様書
- (2) 公募型プロポーザル応募申請書（様式1）
- (3) 企画提案書（様式2）
- (4) 質問書（様式3）
- (5) 辞退届（様式4）

4 参加資格及び条件

(1) 参加資格

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

- ア 本市が望む事業展開及び人材の管理体制ができること。
- イ 法人格を有する企業または団体であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適當であると認められる者ではないこと。
- カ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- キ 本市または他都市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- ク 国税、地方税を完納している者であること。

5 公募型プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

- (1) 公募型プロポーザル応募申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）（各業者で作成したもの）
- (3) 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）
- (4) 添付書類（詳細は様式1と本要項P.4「地域経済活性化に係る加点措置」欄を参照）

6 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課
（住所）〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号
（尼崎市教育・障害福祉センター3階）
（電話）06-4950-5685 （FAX）06-4950-5658

(2) 提出方法

- ア 企画提案書は、表紙をつけて10部、参考見積書は1部提出すること。
- イ これらは尼崎市へ郵送または持参すること。
なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

ア プロポーザル方式応募申請書（様式1）と添付書類

令和3年3月15日（月）午後5時まで

イ 企画提案書（様式2）と参考見積書

令和3年3月23日（火）午後5時まで

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。

(4) 募集に関する要項等の配布方法

市のホームページにて公表（ホームページからダウンロード可能）

(5) その他

ア 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

イ 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

ウ 期限までに公募型プロポーザルの応募申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者は、当公募型プロポーザルに参加することができない。

7 提案書等の作成要領

(1) 提出する書類の規格は、A4版、長辺綴じ、両面印刷とする。

(2) 提案書については、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。（資料が過大にならないように留意すること）

[提案項目]

① 本事業実施に対する基本的な考え方

- ・ 本事業の目的の理解
- ・ 取組意欲 等

② 体験学習の内容について（これまでに実施した事業例の提示）

③ 組織体制（スタッフ等）について

④ 研究や開発に関する取組の実績（これまでの他市等における採用実績の提示）

⑤ 経費について

8 質問書の受付及び回答について

本事業の内容に関する疑義については、質問書（様式3）に、必要事項を記載し、学校教育課へ電子メール（必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に学校教育課に到着確認をすること。）にて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。

なお、質問書の提出期限は、令和3年3月15日（月）午後5時までとする。質問書に対する回答は、令和3年3月16日（火）午後5時までに回答する。回答書は、本プロポーザルへ応募した全業者に対して、FAXまたは電子メールにて送付する。

9 プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリングについて

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 実施日時
令和3年3月26日（金） 午後1時30分～
参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。
- (2) 実施場所
尼崎市教育・障害福祉センター3階 教育委員会室
- (3) その他
提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は用意するが、ノートパソコン等は持参すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

10 審査及び選定結果の公表

- (1) プロポーザルを特定するための評価は、尼崎市教育委員会職員で構成する審査委員会において、企画提案書及びヒアリングにより審査する。
- (2) 無効となるプロポーザル
プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。
ア プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
イ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
ウ 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。
- (4) 企画提案書の著作権は提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (5) 選定結果については、令和3年3月下旬頃に、文書により全応募者に対して応募者が指定した宛先に通知する。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書、その他提出資料については返却しない。
- (3) 尼崎市は、理数探求事業業務契約にあたり、選定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。
なお、地域経済活性化に係る加点措置をする。
市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から、一定の加点をする。市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。
 - ・ 市内事業者 … 尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者
 - ・ 準市内事業者 … 尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
 - ・ 市外事業者 … 市内事業者、準市内事業者以外の事業者

(4) 選考基準について

本業務の受託者の決定にあたっては、「令和3年度理数探求事業委託業務仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

[選考基準項目]

- ① 業務実績
- ② 業務広報（チラシ等）
- ③ 企業方針、理念
- ④ スタッフ
- ⑤ 教育委員会との連携
- ⑤ 体験学習の内容
- ⑥ 講演会
- ⑦ 事業の効果検証
- ⑧ 危機管理体制

12 プロポーザル実施スケジュール（予定）

令和3年3月9日（火）	実施要項等の公表（市ホームページに掲載）
令和3年3月9日（火）～ 令和3年3月15日（月）午後5時	質問の受付期間（随時質問業者へ回答）
令和3年3月15日（月）午後5時	プロポーザル応募申請書及び添付書類提出期限
令和3年3月16日（火）午後5時	質問に対する回答
令和3年3月23日（火）午後5時	企画提案書及び参考見積書提出期限
令和3年3月26日（金）午後1時30分	プレゼンテーション及びヒアリング
令和3年3月下旬	結果通知
令和3年4月上旬以降	決定業者と業務の詳細協議
令和3年4月上旬	令和3年度契約締結

■問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課

（住所）〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

（尼崎市教育・障害福祉センター3階）

（電話）06-4950-5685 （FAX）06-4950-5658

（E-mail）ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp